

様式第1号(第4条、第10条関係)

平成 年度鳥取県地域共同施設災害復旧事業(変更)計画(報告)書

1 事業の概要

2 地域共同施設災害復旧事業費内訳

(市町名: ○○○)

(単位:千円)

区分 (異常な天然現象、被災施設)	被災年月日	施設管理者名	復旧に必要な費用 又は要した費用 ※1	(A) 施設管理者に対して 交付する(した) 補助金の額	(B) 県補助 金額	現地着手 (予定)日	備考
①(異常な天然現象) 1) (被災施設A) 2) (被災施設B) ・ ・ ②(異常な天然現象)							
計							

- 1) 各欄、施設管理者ごとに記入し、異常な天然現象ごとに小計すること。
- 2) ※1について、別表第1欄(1)の場合には記入しないこと。
- 3) (A)欄は、別表第1欄(1)の場合には「施設管理者に対して支給するために購入した原材料の額及び機器の借上料」と読み替える。
- 4) (B)欄は、被災施設ごとに、(A)×1/2 <1箇所・1施設あたり、300千円を限度とする。>の額を記入すること。
- 5) 報告時には、報告分を上段()書きで対比できるように記入すること。
- 6) 備考欄には、位置図及び平面図等と連動した整理番号を記載すること。

やむを得ず、県内事業者への発注が困難である場合は、その理由を記載すること。

県内事業者への発注が困難である理由	
-------------------	--

3 他の補助金の活用

活用の有無	補助金名、事業内容及び問い合わせ先

- ※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかを表左欄に記載すること。
- ※「有」の場合は、活用する補助金名、その事業内容及び当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を表右欄に記載すること。
- ※今後、共同施設に他の補助金を活用する別の復旧・整備計画の予定がある場合はその内容を記載すること。
- ※なお、本補助金を交付する間接補助事業は、他の補助金等の交付対象金額となるものを除くこととし、他の補助金等を活用する場合は、本補助金の交付対象とならない。

4 添付資料

- (1) 復旧する共同施設の位置図
- (2) 復旧する共同施設の簡易な平面図等（必要に応じてイラスト、イメージ図を添付すること。）
- (3) 写真（申請時は被災前及び被災状況、報告時は施設復旧後のわかるものを添付）
- (4) その他
 - ①復旧に必要な費用の内訳書又は見積書等（別表第1欄(1)の場合は、購入する原材料又は機器の借上げに係る見積書等）（申請時）
 - ②復旧に要した費用の内訳書又は請求書等（別表第1欄(1)の場合は、購入する原材料又は機器の借上げに係る請求書等）（報告時）
 - ③共同施設であることを証明する資料

様式第2号（第4条、第10条関係）

平成 年度鳥取県地域共同施設災害復旧事業補助金事業収支予算(決算)書

歳入予算(決算)

(単位：千円)

財源区分		予算額			決算 (見込み)
		当初議決 (予定) 平成 年 月 日	補正議決 (予定) 平成 年 月 日	計	
一般財源					
特定財源	県補助金 その他財源 ()				
計					

歳出予算(決算)

(単位：千円)

科目	予算額			流用等 増△減 額	予算 現額	支払額	繰越額	不用額	摘要
	当初 計上額	補正 増減額	計						
(項)									
(目)									
(節)									
計									

(注) 2回目以降の変更(補正)の場合は、予算額欄の上段括弧書きでこれまでの変更(補正)額の累計額、下段に今回の変更(補正)額を記載すること

様

職 氏 名 印

平成 年度鳥取県地域共同施設災害復旧事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった平成 年度鳥取県地域共同施設災害復旧事業補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の(直接・間接)補助事業の内容は、……………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県地域共同施設災害復旧事業補助金交付要綱(平成31年3月13日付第201800337794号)第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号(第10条関係)

平成 年度鳥取県地域共同施設災害復旧事業仕入控除税額確定報告書

平成〇〇年〇月〇日付第〇〇〇〇号で交付決定の通知を受け(平成〇〇年〇月〇日付第〇〇〇〇号で変更交付決定の通知を受け)た鳥取県地域共同施設災害復旧事業補助金について、鳥取県地域共同施設災害復旧事業補助金交付要綱(平成31年3月13日付第201800337794号)第10条第4項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第17条に基づく実績報告額又は規則第18条に基づく額の確定額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要県補助金返還相当額)

金 円

※別紙として積算の内容を添付すること。